

第二部 パネル討論

福島復興と再生に向けて



総合司会による河田東海夫氏（モデレータ）の後、モデレータより3人のパネルリストのプロフィール紹介がなされ、続いて、各パネルリスト並びにモデレータより問題提起のためのプレゼンがなされた。その後、モデレータの司会で“福島復興・再生に向けて”についてパネル討論が行われた。時間の関係で、会場との質疑応答は後日質問表へ回答することで割愛された。

1. パネリストのプレゼンテーション（問題提起）

1-1 越智小枝氏

「科学は風評被害を払拭できるかー福島県での経験からー」

(1) 福島放射能を google で検索すると、未だに「放射能漏れをコントロールできていない」、「人々に出る体調不良」、「全国と比較した福島県の放射能測定結果」などの負のタイトルが踊り、検索件数も多く、風評被害はまだ根強く残っている。正しい情報を伝えること、もっと自分事として考えること、が重要である。



(2) 正確な情報とは、正確な数値的情報だけでなく、社会的リスク・健康リスク比較を比較した包括的情報である。また、個人の体得事実も事実である。

- (3) 確率は事実とは異なる。確率を持ち出して甲状腺がんは起こらない、放射能の長期的影響はない、今後原発事故の起こる確率は小さい、と断言する専門家を信用しない住民もいる。99.99%の未来は100%の現実でないとして理解する。→未来にならないとわからないのでないかと思っている。
- (4) 何故自分のこととして考える必要があるのか→現在福島県以外の9割以上が無関心層。福島を知るのはめんどくさいと思っている→福島を知らないことで社会(個人)が損をする。データが欲しいと思わせる必要がある。
- (5) 福島事故では弱者が取り残され、家の中で衰弱死(餓死、脱水死)している高齢者が何人もいた。除染作業員や原発作業員に健康レベルの低い人もリクルートされ、福島第一原発だけでも1年間で3名の作業員がなくなった。(ロンドンオリンピック等のスポーツイベントでも作業員の死亡が起こっている)→関連死に注意を払う必要がある。
- (6) エボラ出血熱などの見えない災害は風評被害による恐怖を生み出し産業も停止させる。(福島も地元産業が停止)→世界と共有すべき問題がある。
- (7) 福島事故は発展的復興の機会。風化していくことを避けるには、逃げ遅れ、慢性疾患の悪化による作業員の死から学び、これを核にした健康な地域社会の創生が必要である→福島では既に始まっている。

1-2 五阿弥宏安氏

(1) 「復興の光と陰ー福島のことを考えるー」光の部分

避難区域や避難者の減少、除染による放射線値の大幅減少、復興特需による建設業関連の伸び、インフラの整備による道路・鉄道の開通と施設の新設・再開、新産業の育成(イノベーションコースト構想)、豊富な資金流入、農産物の生産・輸出の回復、福島産の日本酒が5年連続金賞を受賞、若い世代の活躍(故郷のためにと意識の広がり)



(2) 影の部分

福島には「福島」「ふくしま」「フクシマ」という3つの顔があるが、原発事故以降に広がる禍々しいイメージの「フクシマ」、進まぬ帰還(放射線への不安や新しい土地での定着)、直接死を上回る関連死、人口減少と地域格差(2010年202万→現在189万)、根強い風評被害(福島産食品購入のためらいと食品検査実施の知識不足)、農業・観光・商業への影響(地域や部門でのばらつき)、避難者へのいじめ、賠償金の負の側面(労働意欲の減退、弱まる自立心、地域内・家族内での分断)

- (3) 福島をおとしめる風評報道→「原発事故の避難で乗り捨てられた車の放置現場」（実は原発事故以前から廃車置き場で原発事故は無関係）、「深刻な被ばくが福島全体に今でも及んでいるかのような報道」（避難地域は県土の3%以下）
- (4) 風評報道は何故続く→トラブル続きの汚染水対策と先の見えない廃炉作業、1都3県に相当する福島の広さの認識不足、危機や不安のみを伝えがちなメディア、3.11直後の危険なイメージが固定化、放射線に対する理解の乏しさ（福島民友は世界主要都市の放射線量を掲載、県民のこころの健康度・生活慣習に関わる意識の変化調査を掲載）、多くの人々が福島産に不安を抱いているとの流通業者の思い込みやスーパーなどが福島産を他の産地の商品に置き換えているなどの流通上の問題
- (5) 本当のリスクは→仮設住宅への避難による避難者の健康状況の悪化、県民の健康寿命・メタボ・心筋梗塞死亡率などの健康指標の低下、肥満・虫歯増加などの子どもの健康不安
- (6) 「リスクゼロ」はありえない。あるリスクを減らすことで別なリスクを生んでいる。どちらのリスクが少ないかを科学的に検討することが必要。低放射線量のリスクより過度に不安視することのリスクが大きい面も
- (7) 今後の課題→廃炉の長い道のりと膨れ上がる費用、根強い風評被害、増え続ける震災関連死、放射線への過度の不安、1ミシーベルトの呪縛解放、安全と安心の齟齬（安心は押し付けられない）、人口減少と高齢化、被災者自身の「自立」と「自律」

1-3 大江弘之氏

「災害対策における政府の役割」

- (1) 災害対策に関する法制度→①災害対策基本法（災害対策とは何をするのか、誰が何をするのか、地域の復旧・復興の基本方向の決定等を記載）、②原子力災害対策措置法（原子力災害の位置づけ、原子力災害への対応・対策指針の策定、原子力災害への応急対応、原子力災害事後対策）、③東日本大震災復興基本法、福島復興再生特別措置法がある。
- (2) 福島に関する政府の政策→復興における理念及び基本方針（福島復興再生特別措置法第2条、第5条）、復興政策のメニュー（避難解除等の区域復興再生計画と措置、公営住宅法の特例、避難者の生活の安定を図るための措置、放射線による健康上の不安解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置、産業の復興



及び再生のための特別措置、新たな産業の創出などを福島復興再生特別措置法に記載)

- (3) 復興の検討の視点→起きた災害の分析(地震・津波・原子力災害の複合災害、ステージごとの対策(復興帰還、自立につなげる支援)等)、災害対策のビジョン(最終目標はまちのにぎわいを取戻すこと。そのためには避難者数、災害公営住宅等の完成戸数、インフラ復旧、営農再開可能面積、外国人宿泊者数、などの重要業績評価指標が要点)
- (4) 検討すべき事項→政府は、避難し続けることで生じる損失と帰還することで得るメリットを算定すべきである。復興の着地点を決めるのはあくまで地元であるべきで、政府は情報公開、財政的支援及びノウハウの援助等アシストを行うべきである。東日本大震災、福島第一原子力発電所事故を教訓に災害予防、災害応急対策、復旧復興の対応力を養い次に備えること。

1-4 河田東海夫氏 (モデレータ)

「話のきっかけとして」

- (1) 福島の復興再生は第一ステージを終え第二ステージに移行→帰還困難区域及び双葉・大熊の全域以外は避難指示解除達成、重点調査地域では全域で実質年間 1mSv 未満達成、避難解除された地域の産業の復興再生や生活インフラ整備、帰還困難区域における復興拠点の整備等に重点が移行。
- (2) チェルノブイルとの比較における第一ステージ成果のマクロ評価→早期の避難や汚染食品コントロールなどで被ばくによる健康被害防止策は成功(チェルの経験反映)。一方6年経過しても5万以上が避難生活を続けており、避難住民の生活の早期安定化・再建策は不成功(チェルの教訓反映生かされず)
- (3) モデレータからのもう一つの問題提起→事故からの復興期における放射線防護策については ICRP 報告書 111 号という立派な国際指南書があり、被ばくの低減だけを求めるのではなく経済的・社会的要素(避難生活、収入面、生きがいなど)とのバランス取りが肝要としている(防護の正当化・最適化)。福島市では一時的に年間 10mSv 相当の放射線量を受容し地元に残って生活を続けたことで、コミュニティーや生活基盤の崩壊を回避できた。一方、避難指示が出た南相馬市・楡葉町の大半の居住地域では1年後には 10mSv 以下に低下したが、1mSv にこだわり避難生活を必要以上に長引かせたためコミュニティー崩壊を招いている。1mSv にこだわる民意に行政が迎合したため、かえって大きな不幸を招いた。



2. パネル討論

モデレータ：風評被害についてどう観るか

越智氏

福島が危ないという意識をクリアするには、情報の発信が足りないというよりは読み手にどうしたら読んでもらえるかという視点での発信が必要。

五阿弥氏

「新聞は社会の木鐸であれ」と言われてきた。危険なものをいち早く察知し、警鐘を鳴らすことは重要な役割だ。しかし、「危険なもの」に報道が集中しがちで、「安全なもの」については、なかなか報道されない結果、福島は大半が安全にもかかわらず、「危険」というイメージが払拭されない。メディアの構造的な問題があると思っている。避難地域は県土の3%以下だが、全国メディアなどには是非、避難地域以外の安全な97%の地域についても書いてほしい。原発事故当時は確かに危険な地域が多く、人々も大きな不安を抱いていた。だが、状況は大きく改善されているが、情報はアップデートされないまま依然として「福島は怖い」というイメージが広がっている面があるのではないか。

大江氏

そもそも風評被害とは何かから考えなければならない。そうでなければ、風評被害は払しょくできるのかも分からない。スーパーに福島産の野菜が並べばそれでおしまいだろうか。観光客がたくさんくればそれでおしまいだろうか。

五阿弥氏

でもそういうところが重要である。福島産の食料が他の県のものにおきかわるともう戻らない。とびっきりおいしいとか何か特別なことがないと戻るのは難しい。でも戻るようにやっていくしかない。

越智氏

風評被害がなくなる或いは事故が風化することを、皆の関心が薄らぐとして恐れるのも風評被害である。

五阿弥氏

2年前、ロンドンで開かれた世界的なお酒の品評会で会津の日本酒がチャンピオンとなった。酒蔵の社長は「原発事故の風評被害に苦しめられたが、『風評被害に負けない断トツに美味しい酒をつくらう』と決意して取り組んだ」と話してくれた。「断トツの美味しさ」を目指す努力は大変だが、風評被害の払拭への大きな鍵となる。

モデレータ：何が復興の後押しに役立つか？

越智氏

帰還については若者の仕事のチャンスが増えている。週末だけ住むというのも帰還の一

種。自由度をもって柔軟に捉えれば何かが生まれる。広くとらえて帰還を考えて欲しい。

五阿弥氏

どういう部分で後押しができるかを考えることも必要。南相馬の越智さんの病院は世界に情報を発信するなど元気。定住だけが帰還ではない。情報が来るとも家族が増える要因。また、教育に力を入れることも帰還支援。

大江氏

福島復興再生特別措置法には、新たな産業の創出が掲げられているが、元に戻ることもすれば矛盾するのではないか。結局そもそもどういう着地点にたどり着きたいのかをはっきりさせなくてはならないが、それは政府が押し付けるものではない。

モデレータ：行政の民意迎合が招く不幸を回避する処方箋はあるか？

越智氏

政治・行政は支援を大局的な判断をするもの。弱者に寄り添い過ぎは行政の仕事ではない。

モデレータ

避難するのもリスク、しないのもリスク。除染目標を政治が年間5 mSv から1 mSv に下げたのはやり過ぎであった。専門家からいろいろな場で批判の声はあったが、行政には届かなかった。そのあたりは反省すべきところがある。

大江氏

原子力災害特別措置法上原子力緊急事態宣言が継続していることになっている。宣言を解除して事後対策に移ることをまずは目指すべきである。

3. 閉会挨拶

金子熊夫氏（エネルギー戦略研究会会長）

SNW シンポジウムも18回を迎える。平均年齢が年々上昇していくので若い人・女性にウイングを広げて行って欲しい。原子力を取り巻く環境はまだ厳しい。議論を内輪にとどめるのではなく外部へ発信していくようにしてほしい。世の中に理解してもらってはなかなか難しいが、小泉純一郎元首相や小池百合子東京都知事のセンセーショナルな脱原発のワンフレーズ発言に負けないよう信念と情熱をもって事実をつたえていく努力が欠かせない。



以上（文責 SNW 会員 松永一郎、大野 崇）

補足資料

レジュメ及びプロフィール

1. モデレータ 河田東海夫氏

パネル討論 福島への復興・再生に向けて

2017年10月7日
原子力学会SNW第18回シンポジウム
東京大学武蔵先端知ビル5階ホール

パネル討論モデレータ
河田東海夫

チェルノブイリとの比較における 第1ステージ成果のマクロ評価(私見)

- 住民の被ばくによる健康被害防止策は大成功(チェルノブイリの経験が生かされた) → 「勝利宣言」すべき
 - 早期避難 → 事故後4か月間の外部被ばくが5mSvを超えたのは調査人口の0.2%
 - 汚染食品コントロール → 内部被ばくは調査人口の99.99%が1mSv以下
- 避難住民の早期生活安定化・再建築は成功したとはいえない
 - チェルノブイリの失敗の教訓が生かせず、むしろ拡大再生産
 - チェルノブイリでは、2年以内にニュータウンを建設し、2万4千人の避難住民が住む夢の町を実現、工場も作って雇用確保(スラブチッチ)
 - 福島では6年経過しても約5万8千人(7月時点)が避難生活(実質移住者も多いが、住民票は移さず、心理的には「避難状態」を背負ったまま)
 - 結果的に2000人を超える「震災関連死」と実質的な「故郷放棄」

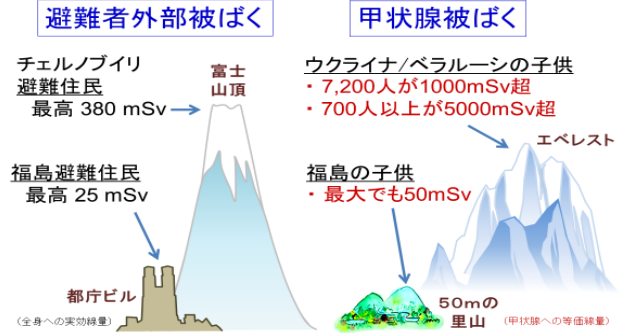
2

第2ステージに向かう福島の復興・再生

- 第1ステージ(注)の終了
 - 帰還困難区域(および双葉・大熊の全域)以外の地域における避難指示解除達成
 - 重点調査地域では全域で実質年間1mSv未満達成
- 第2ステージへの移行
 - 避難解除された地域の復興・再生の後押し(産業の復興・再生、医療・教育・生活インフラの整備など)
 - 帰還困難区域における復興拠点の整備
 - イノベーション・コースト構想等、新たな産業の創出
 - 風評対策等 ……

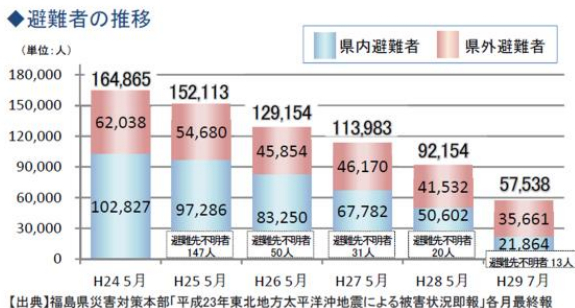
(注)政府が復興計画をこのようにステージ分けしているわけではなく、モデレータ(河田)の個人的とらえ方 1

チェルノブイリと福島における被ばく量の比較



3

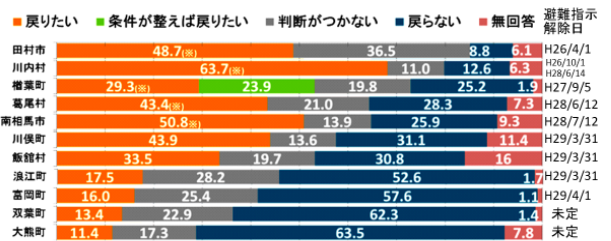
避難者数の推移



ふくしま復興のあゆみ(第20版)より

4

帰還に関する住民意向調査結果



※すでに戻られている方含む
【調査年度】H28年度(南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)
H27年度(田村市、大熊町)

- 特に汚染レベルが高かった浪江、双葉、大熊、富岡の4町では、戻らないと決めた世帯が半数を超え、戻りたいとする世帯は2割に満たない。
- 戻らないと決めた世帯でも6割近くは故郷とのつながり維持を希望

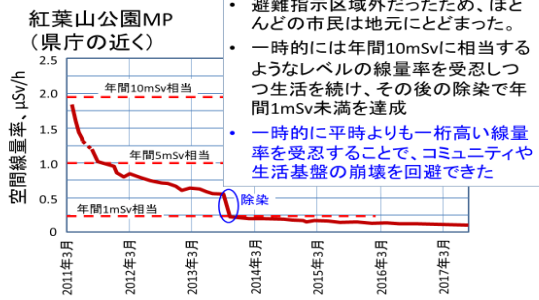
5

モデレータからも1つ問題提起

ICRP報告書111号(ICRP-111)

- ◆事故などで環境の放射線レベルが上がってしまった状況下での放射線防護に関する国際的指南書
- ◆アイソープ協会が日本語版を2011年4月20日に緊急公開
- ◆その一般向け解説書を同年4月26日に東大病院チーム中川がネット上で公開
 - 原発事故でも、住民のみなさんは、できることならその地を離れなくてすむことを願っておられる方が多いと思います。…このレポートは、その手引きとなります。
 - 原発災害からの復興のために、「放射線防護の考え方」を全日本国民が共有する必要があります。
 - 放射線防護は、被ばくの低減だけを求めるのではなく、関連する経済的・社会的要素(避難生活、収入面、生き甲斐・誇り、などなど)とのバランスをとることが肝要(防護方策の正当化・最適化)

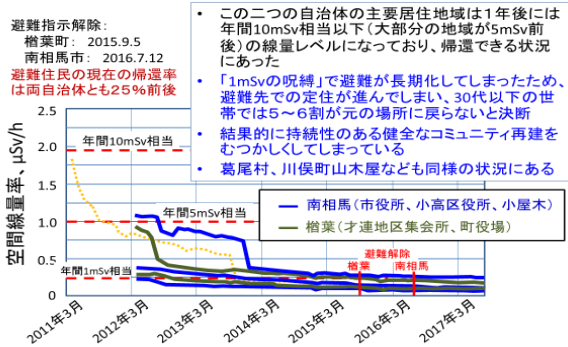
事例1: 福島市の場合



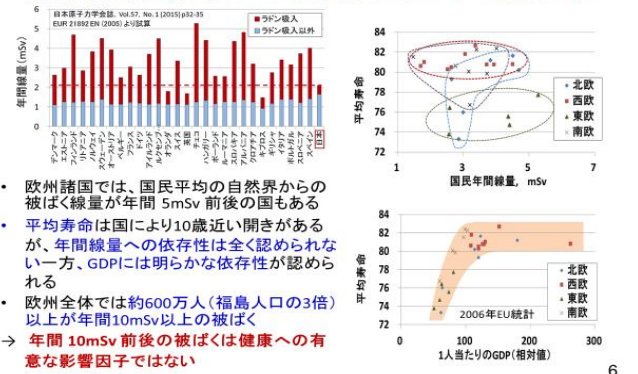
南相馬市と楡葉町 H24年5月31日の空間線量率



事例2: 南相馬市と楡葉町の場合



欧州諸国民の年間線量と平均寿命



民意と行政の忖度の協働の罫

- 事故直後の避難のある程度の過剰対応はやむを得ないが、事態がきちんと把握できた時点では、それに応じた対応の是正が迅速に行われるべき。
 - それがなぜできなかったかは、将来に向けての大事な反省事項
- 行政は、住民の情(セロリスク願望など)を無視することはできない
 - しかし、行政が住民の情に過度に寄り添いすぎると、社会全体としてのより大きなリスク(または不幸)の回避に向けた合理的手立てをとる動きを自ら封印してしまう
 - 見方によっては、住民の情と、行政の善意に基づく忖度の協働が住民のより大きな不幸を生み出しているといえることができる(民意と行政の忖度の協働の罫)
 - こうした不幸な罫を解く処方箋はあるのか？
 - 行政、住民、専門家、マスメディア・・・など、それぞれの役割は？

7

パネル討論モデレータ 河田東海夫プロフィール

河田 東海夫(かわた とみお)

1969年東北大学大学院工学研究科修士課程修了(原子核工学専攻)。

動力炉・核燃料開発事業団に入社し、高速増殖炉開発、核燃料サイクル技術開発、放射性廃棄物処分技術開発などに従事。

核燃料サイクル開発機構(JNC)理事、日本原子力研究開発機構(JAEA)地層処分研究開発部門長、原子力発電環境整備機構(NUMO)理事などを歴任。

2012年に現役引退後は、福島市に設けられた除染情報プラザの登録専門家として、住民への放射線問題に関する啓蒙活動に参画。

2. パネリスト 越智小枝氏

科学は風評被害を払拭できるか 福島県での経験から

越智 小枝(おち さえ)
相馬中央病院 非常勤医師
東京慈恵会医科大学 臨床検査医学講座 講師

2017年10月7日
日本原子力学会シニアネットワーク連絡会
第18回シンポジウム
◎東京大学武田先端ビル



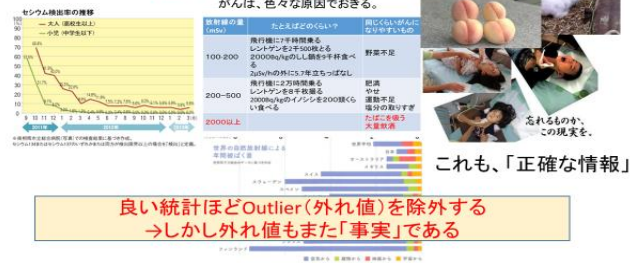
私見: 風評被害の2つのピットフォール

1. 「正しい情報を伝えることが重要」
→では「正しい」情報とはなにか
2. 「もっと自分事として考える必要がある」
→なぜ知る必要があるのか

1. 正確な情報とは

実は科学者だけの常識、
かもしれない。

- 数値的に正確な情報(放射線量など)
- 包括的な視野(社会リスク・健康リスク比較など)
- 個人の事実もまた「事実」である



確率は「事実」か？

「分からないはずなのに手におえているふりをする専門家が
一番信用できない」(郡山市の住民)

- 今後の甲状腺がんの頻度
- 放射能の長期的影響
- 今後の原発事故の確率(含・大地震や大津波の確率)

→99.99%と100%の格差は、0.01%ではない。
• 現在と未来という超えられない壁の存在

風評被害の根は、科学自身の中にある



2. なぜ知らなくてはいけないのか

- 現在福島県外の9割以上は「無関心層」
- 福島を知るのには面倒くさい
- まずはデータを「欲しい」と思わせるところから

福島を知らないことで社会(個人)が損をする

世界の被災者・亡命者は毎年1億人以上

- 2013年の自然災害数は**352** ・ 紛争の数は **459**
- 被災国数は**109** ・ 国外への避難民：**1670万人**
- 被災者数は**9700万人** ・ 国内への避難民：**3330万人**
- 総被害額は**1.1兆ドル** ・ 亡命希望者：**120万人**

OCHA: World humanitarian data and trends 2014



世界中の災害に共通する問題がある。

発展的復興(Build Back Better)の機会

- 逃げ遅れ: 福祉施設の強化・インフラ対策
- 慢性疾患の悪化、作業員: 健康促進(施設・活動)

未来の全ての災害に対する減災になる だけでなく、
平時にも健康な地域社会を作ることができる。

→「災害に備えたから健康になる」
社会の創成が、福島では始まっている

これを社会の知恵にしていく必要性



災害を「普遍化」する重要性

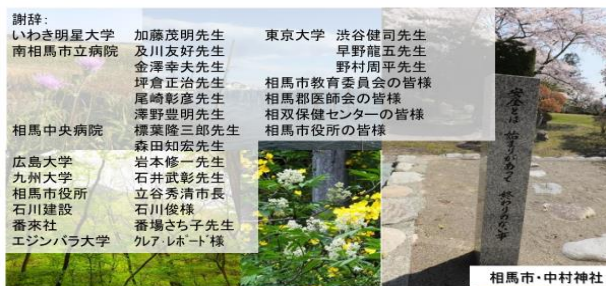
一切が相対化され虚無化され、風化してゆくのを避けるためには、極限的な体験の中から一つの核を持ち来って、それを平常心の軸にする智慧があれば十分なのである。

高橋和己



福島は特殊な事態ではない。
福島にある普遍性から学ばないことは、
日本全体の損失である

ご清聴ありがとうございました。



パネリスト 越智小枝氏 プロフィール

越智 小枝(おち さえ)
東京慈恵会医科大学臨床検査学講座 講師
相馬中央病院 非常勤医師

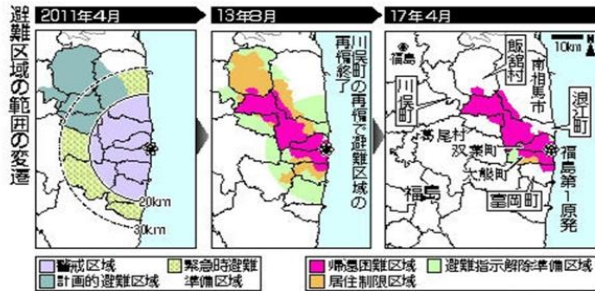
1999年東京医科歯科大学医学部卒業。専門は膠原病内科と公衆衛生。2011年の留学決定直後に東京で東日本大震災を経験したことから、留学先の Imperial College London で災害公衆衛生を学ぶ。2013年11月より相馬中央病院に勤務し、福島で起きている放射能以外の健康問題や食の問題につき啓蒙活動を行う。2017年4月より現職。

3. パネリスト 五阿弥宏安氏

2017/10/7 原子力学会SNW第18回シンポジウム

復興の光と影 —福島のことを考える—

福島民友新聞社代表取締役社長
五阿弥 宏安



減少する人口

【出典】 福島県の推計人口(福島県現住人口調査月報)

	世帯数 (単位:世帯)	人口 (単位:人)	
		男性	女性
平成23年3月1日	721,535	2,024,401	982,427 / 1,041,974
平成28年11月1日	743,836	1,899,486	939,933 / 959,553
増減	22,301	▲ 124,915	▲ 42,494 / ▲ 82,421

復興の光の部分

- 縮まる避難区域 12%→7%→5%→3%、避難者も減少
- 進む除染 6年余りで放射線値も大幅に減少
- 復興特需 建設業関連の伸びと人手不足
- インフラの整備 道路、鉄道の開通、施設の新設・再開
- 新産業の育成 イノベーションコスト構想(ロボット、医療機器、再生可能エネルギーなど)
- 豊富な資金流入 この6年間で10数兆円
- 農産物の生産・輸出 徐々に回復 桃の輸出なども増加
- 福島産の日本酒 新酒鑑評会で5連覇
- 若い世代の活躍 海外での発表体験、国内外の専門家との交流、「故郷のために」との意識の広がり

復興の影の部分

- <福島><ふくしま><フクシマ> 3つの顔
- 進まぬ帰還 浪江や富岡は1~2%程度
- 震災関連死 震災による直接死を上回る
- 人口の減少 2010年に202万人→現在189万人
県北といわき以外で転出超過、地域格差
- 根強い風評被害 「食品購入をためらう」16%
「食品検査を知らない」35%
- 農業・観光・商業への影響 地域や部門でばらつきも
- 避難者へのいじめ 大人社会の投影か
- 賠償金の負の側面 支援慣れの問題、自立への課題、地域内や家族内での分断

福島県産米の検査結果 (単位:袋)

生産年	2012	13	14	15	16
全量全袋検査数(1次)	1034万 6169	1100万 6551	1101万 4971	1049万 8715	1023万 2668
詳細検査数(2次)※	867 (740)	693 (629)	31 (4)	141 (7)	51 (2)
詳細検査で基準値を超えた数	71	28	2	0	0

3月1日現在。※は自主検査分含む。かつこの数字は全量全袋検査で基準値を超えた数

復興の道標

笑顔は困る」と中傷

被災者へのがんだ視線

「復興の道標」は、被災者の生活や復興の現状を伝えるための情報誌です。しかし、一部のメディアやネット上で、被災者の笑顔が「困る」と中傷され、被災者への「がんだ視線」が注目を集めています。この現象は、被災者の苦しみや努力を軽蔑する風潮を示唆しています。

復興の道標

福島をおとしめるな

福島県は、震災以降、復興の道程を歩んでいます。しかし、復興が遅れていることや、被災者の生活が依然として困難であることを指摘しています。福島を「おとしめるな」と訴え、復興への支援を呼びかけています。

復興の道標

偽ニュース海外拡散

格納容器の高線量誤解

海外で偽ニュースが拡散され、福島県産品のイメージを損なっています。特に、格納容器の高線量に関する誤解が広まっています。正確な情報を提供し、誤解を解くことが求められています。

社説

韓国後が免重地受災

肝据えて事実誤認正さねば

韓国の福島産品に対する対応は、事実誤認に基づいており、被害を拡大させています。肝据えて事実を認め、誤認を正さねばなりません。公正な取引と信頼の回復が求められます。

復興の道標

出発地、福島から仙台に変更

韓国航空会社「原発事故影響、非難受け」

18法人に補助金156億円

韓国航空会社は、福島産品の輸入を停止し、出発地を仙台に変更しました。これは、原発事故の影響に対する非難を受け、消費者の不安を招いたためです。また、18法人に156億円の補助金が交付されました。

復興の道標

漁師賠償の方が安定

漁師の賠償が安定することで、漁業の復興が促進されます。賠償の確保は、漁師の生活安定と生産意欲の向上に不可欠です。

復興の道標

福島民友

「お願い、当然の権利」

再起阻む「支援慣れ」

福島の復興には、市民の協力が必要です。「お願い、当然の権利」として、復興支援を呼びかけます。また、「支援慣れ」による再起の阻害についても指摘しています。

- ### 風評被害はなぜ続く？①
- トラブル続きの汚染水対策と先の見えない廃炉作業
冷却水の一時的停止などで不安が再燃
 - 福島の広さへの認識不足
県外の人には一都三県の広さの実感が乏しい
 - 危険を過度に重視するメディアの構造的な問題
危険や不安は伝えるが、安全はニュースになりにくい
 - 自らの主義主張のために福島を利用する勢力の存在
「福島は危険」でなければならぬ
 - 風評被害の一方で進行する風化
3・11直後の危険な状況から上書きされず固定化？
 - 放射線に対する無理解
「安全」と「安心」の違い

- ### 風評被害はなぜ続く？②
- 食の安全性の周知不足
米の全量全袋検査の周知率は県内が8割、県外は4割
放射性物質が不検出の周知率は県内が5割、県外は2割以下
 - 流通段階での問題点
消費者の多くが福島産に不安を抱いているとの思い込み
スーパーなどの棚が他の産地の商品に奪われた
長期間の出荷停止で販路が途絶えた
福島産のブランドではなく、安価な業務用として販売

世界主要都市の放射線量(単位:μSv/時)

国	都市	放射線量
韓国	ソウル	0.12
中国	北京	0.07
	上海	0.59
	香港	0.14
シンガポール	シンガポール	0.10
タイ	バトゥムターニー	0.13
アラブ首長国連邦	カム・アル・カウフ	0.07
オーストラリア	ブリスベン	0.13
アメリカ	ロサンゼルス	0.10
	ニューヨーク	0.04
	ハワイ・ホノルル	0.08
アイルランド	ダブリン	0.09
オーストリア	ウィーン	0.10
スイス	チューリヒ	0.11
ウクライナ	プリピャチ	0.34
ノルウェー	ドラムメン	0.28
フィンランド	タンペレ	0.59
	セイナヨキ	0.08
ドイツ	ミュンヘン	0.12
オランダ	ロッテルダム	0.33
ベルギー	ブリュッセル	0.10
フランス	パリ	0.05

※セーフキャスト調べ
(県の世界放射線量測定マップから)
問い合わせセーフキャスト(SAFECAST)
電子メール: info@safeecast.org

福島民友新聞では毎週日曜日、世界主要都市の放射線量を掲載している

平成26年度 県民健康調査
「こころの健康度・生活習慣に関する調査」

放射線の健康影響についての認識	可能性は極めて低い		可能性は非常に高い		有効回答数
	←	→	←	→	
1 現在の放射線被ばくで、後年に生じる健康障害(例えば、がんの発症など)がどのくらい起こると思いますか。	12,879 (36.0%)	11,664 (32.6%)	6,522 (18.2%)	4,742 (13.2%)	35,807
2 現在の放射線被ばくで、次世代以降の人(将来生まれてくる自分の子や孫など)への健康影響がどれくらい	10,273 (29.2%)	11,501 (32.7%)	7,776 (22.1%)	5,577 (15.9%)	35,127

本当のリスクとは何か？

- 悪化する避難者の健康状況
仮設住宅などの不自由な生活、運動不足、生きがいや絆の喪失、閉じこもり・・・
- 全国平均に大きく劣る県民の健康指標
健康寿命男性41位、女性35位、メタボ該当者ワースト2
心筋梗塞死亡率ワースト1、高血圧・糖尿病ワースト8など
- 子どもの健康にも不安
肥満や虫歯が増えている、運動習慣が減っている
- 県内の子どもに甲状腺ガンが増加
原発由来か、それとも調査するほど見つかるのものか？

双葉郡7町村住民調査結果

(福島大学が2017年2~3月に実施)

- 生産年齢人口(15~64歳)の分析
働いている人は震災前の61.8%が今は41.3%に
無職は震災前の10.3%が今は31.9%に
 - 生活のやりくり
「賠償金」が56.4%で半数超、「勤労収入」の32.7%を上回る
 - 今後の生活
「とても不安」33.8% 「ある程度不安」40.5%
 - 将来への希望
「ある」は16.1%、「あまりない」「まったくない」は50.4%
- 就労支援など自立への取り組みが大きな課題

リスクトレードオフの考え方

- リスクゼロはどこにもない
どちらのリスクが大きいのか、許容範囲なのかを冷静に比較する
- ペルーで発生した大規模コレラ感染
塩素消毒による発がん性のリスクと感染症のリスク
- こんにやくゼリーは危険か？
どのに詰まる事故はモチや飴玉の方が高い

あるリスクを減らすことで、別のリスクを生んでいる
どちらがリスクが少ないのかを科学的に検討する

双葉郡住民調査
震災前の3倍 生活再建で「格差」
生産年齢 15~64歳 3割無職

双葉郡住民調査の結果、震災前の生産年齢人口(15~64歳)のうち、61.8%が就労していたが、震災後は41.3%に減少した。一方、無職者は震災前の10.3%から31.9%に増加した。この結果は、被災者の生活再建が著しく遅れていることを示している。特に、収入の減少と生活費の増加により、生活が逼迫している世帯が増えている。また、震災前の生活水準を維持できない状況が、格差を生み出している。調査では、収入の減少と生活費の増加により、生活が逼迫している世帯が増えている。また、震災前の生活水準を維持できない状況が、格差を生み出している。

9月7日の福島民友新聞1面

今後の課題

- 原発廃炉への長い道のりと膨れ上がる費用
- 今なお根強い風評被害
- 増え続ける震災関連死をどう防ぐか
- 放射線への過度の不安をどうなくすか
- 1ミリシーベルトの呪縛をどう解くか
- 安全と安心の齟齬をどう埋めるか
- 人口減少と進む高齢化への対応
- 求められる被災者自身の「自立」と「自律」

パネリスト 五阿弥宏安氏 プロフィール

五阿弥 宏安(ごあみ・ひろやす)
福島民友新聞社 代表取締役社長

宮崎県出身
早稲田大学政経学部卒

78年、読売新聞社入社。裁判所クラブ、遊軍、厚生省クラブなどを担当
97年、社会部次長
2001年7月 論説委員となり、医療・年金・福祉など社会保障問題を担当
2004年9月 社会部長
2007年5月 編集局次長
2009年6月 編集局総務
2011年6月 執行役員・北海道支社長
2012年6月 取締役制作局長
2014年6月 福島民友新聞社代表取締役社長・編集主幹
現在に至る

4. パネリスト 大江弘之氏

災害対策における政府の役割

平成 29 年 10 月 7 日

第 1 自己紹介：章末に記載

第 2 災害対策に関する法制度について

1 我が国の災害対策に関する考え方について

➤ 何をするのが災害対策か

- ① 防災計画の作成
- ② 災害予防
- ③ 災害応急対策
- ④ 災害復旧

災害対策基本法

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

➤ 【誰】が【何】をするのか

- ✓ 国
- ✓ 都道府県
- ✓ 市町村
- ✓ 住民
- ✓ 事業者

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その

総合調整を行う責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(3) 災害対策基本法における復興の取扱い

✓ 防災基本計画（平成29年4月版）抜粋

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

○地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

○被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

○国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。

○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

2 原子力災害に関する法制度について

(1) 原子力災害の位置づけ（原子力災害対策措置法）

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する 原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、…規制法、災害対策基本法…その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等…により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外…へ放出された事態をいう。

(2) 原子力災害への対応・対策指針の策定 (原子力災害対策措置法)

① 国

第六条の二 原子力規制委員会は、…原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策…の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

■ 原子力規制委員会「原子力災害対策方針」（平成 29 年 7 月 5 日策定）抜粋

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、炉規法、原災法等に基づき、原子力災害予防対策が講じられる。しかし、原子力災害予防対策を講じているにもかかわらず、原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等が、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を、事態の段階に応じた最適な方法で緩和し、影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、様々な行動をとらなければならない。これらの行動が、事態の段階に応じて有効に機能するためには、平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分に行っておく必要がある。

② 原子力事業者

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、…当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、…地域防災計画及び…石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであってはならない。

③ 都道府県・市町村

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

(3) 原子力災害への応急対応

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、…避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

(4) 原子力災害事後対策

(市町村長の避難の指示等)

第二十七条の二 …当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

3 …原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のため

の立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

3 福島復興に関する法律について

(1) 東日本大震災復興基本法→「復興」に関する法律である。

(目的)

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部¹の設置及び復興庁²の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

¹ 復興庁の設置に伴い、東日本復興対策本部は廃止された。

² 復興庁の任務とは下記のとおりである（復興庁設置法第3条）。

一 東日本大震災復興基本法……第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。

二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

と。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

(2) 福島復興再生特別措置法→「復興」に関する法律である。

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

第3 福島に関する政府の政策について

1 福島の復興を考えるにあたって

(1) 復興における理念及び基本方針

復興の基本理念について（福島復興再生特別措置法第2条）

1 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを産み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

復興再生基本方針（福島復興再生特別措置法第5条）

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

三 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 四 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 五 第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
- 六 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 七 (省略)
- 八 関連する東日本大震災…からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項
- 3 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(2) 復興政策のメニュー（福島復興再生特別措置法）

- ア 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置
- イ 公営住宅法の特例等
- ウ 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置
- エ 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
- オ 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
- 参考：東日本大震災復興特別区域法、復興交付金
- カ 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進
- キ 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

2 検討の視点

(1) 福島に起きた災害の分析

① 災害の種類について

複合災害（自然災害（地震、津波）及び原子力災害）

② 災害対策のステージについて

- ✓ 復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付ける³。
- ✓ 復興期間10年以内での一刻も早い復興事業完了に向けて、現在の取組を着実に進める。ただし、原子力災害被災地域については、長期の事業が予想されるので本格的な復興・再生に向けて、国が前面に立ち、引き続き取り組む必要⁴。

³ 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）、<https://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf>

⁴ 復興庁「集中復興期間の総括と28年度以降の復興事業のあり方」、http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20150512_1_arikatapointo.pdf

- ✓ 被災地の「自立」につなげていく支援
- ✓ 避難指示等の原子力災害に関する政策
福島第一原子力発電所対策は、災害応急のステージか。
原子力緊急事態解除宣言を発するタイミング

(2) 災害対策のビジョン

① 災害対策の要点とは（C f : K P I（重要業績評価指標））

復興庁「東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し」においては、「避難者数」「災害公営住宅等の完成戸数」「インフラ復旧」、「営農再開可能面積」「外国人宿泊者数」「新しい東北」の創造」が掲げられている（資料1）。

- ・「震災復興の最終目標は「まちのにぎわい」を取り戻すことです」⁵

② 災害政策は誰のためか

第4 検討

1 復興期間及びその後について

2 【避難し続けることで生じる損失】と【帰還することで負うリスク】の比較

- ✓ 避難し続けることで生じる損失の算出は日々行われている。
帰還することで負うリスクの算出はできているのか。

3 政府（政治）のなすべきこと

- ✓ 帰還することで負うリスクと避難し続けることで生じる損失の算定
- ✓ 復興の着地点を決めるアシストをする
 - 復興の着地点 ⇒ 復興の指標は何とすべきか
 - アシスト→情報公開、財政的支援、ノウハウの援助など
 - 復興の着地点を決めるのは「地元」であるべき
 - 復興支援の可否は【国】が判断する
- ✓ 我が国の災害予防、災害応急対策、復旧復興への対応力を養うべき
 - 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故における対応において反省すべき点を反省して、次に備えていく。

⁵ 復興庁「「新しい東北」」、<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html>

防災政策推進検討会議 最終報告 ~ゆるぎない日本の再構築を目指して~ 要旨

第1章 災害対策に取り組む基本姿勢
~災害に強くなやかな社会の構築のために~

- ◎災害から国民を守り、国を守ることは政治の究極の責任である
- ◎「国難」ともいえるべき大規模災害を意圖する
- ◎「防災の主流化」を通じ、可能な限りの備えを怠らない
- ◎災害発生時、官民が連携し資源の大量・集中投入を行う
- ◎被災を地域社会再構築への希望に変えていく
- ◎防災こそ我が国再生のフロンティアである
- ◎「防災先進国日本」を世界に発信する

第2章 防災政策の基本原則~災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を~

(前提となる事項)

- 一つの災害が他の災害を誘発することを認識する
- 最新の科学的知見を総動員する
- あらゆる行政分野について、「防災」の観点からの視点検を行う

(発災後の対応)

- 災害対応に当たって、「平時」を物差しとすることは禁物である
- 限定的な情報の下、状況を把握・想定し、適時に判断する
- 災害対応は、「人の命を救う」ことを最優先として、すべて「時間との競争」であることを意識すべきである

(被災者支援と復旧・復興)

- 被災者のニーズ変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する
- 被災地を以前の状態に戻すのみならず「よりよい復興」を実現する
- 被災地の復旧・復興は、地域特性や「地域力」への配慮が大切である

第3章 今後重点的に取り組むべき事項~防災政策の基本原則を踏まえて~

主要な項目

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え、再生する取組

災害から生命を守るための初期対応

- 災害発生直後の72時間は、人命救助及びこのための活動を最優先にして人的・物的資源を配分する
- 災害から一時的に離れざる緊急時の避難場所と、中長期的にわたって被災者が生活する場所としての避難所を明確に識別して指定するとともに、住民に周知徹底する
- 災害拠点病院を始め被災地内外の医療機関の間で、より有効な災害時医療活動が展開できるように、連携方をあらかじめ構築すべき

被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

- 災害対策基本法に被災者支援の理念や基本的事項を明記し、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用も、これに基づいて行うべき
- 避難所における食料の確保、医療対策、心身両面の保健医療対策等避難生活において配慮すべき事項について適切な位置付けを図るべき
- 災害時要援護者名簿の作成などについて、災害対策法に位置付けるとともに、個人情報保護法との関係も整理すべき

ライフラインの被害からの早期回復

- 各ライフラインの管理者は、下方向上に向けた設計基準の見直しや復旧の迅速化のためのマニュアルの整備等を早急に行うべき
- 災害産業の広域的な地理的・最終処分場の確保等について、地方公共団体間、地方公共団体と民間事業者間の連携・調整の仕組み、関の厚の仕組みを整備すべき

第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化

災害即応体制の充実・強化

- 職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携等による体制の充実、政府全体の防災総括部門の位置付けの明確化など、政府全体の防災総括部門の機能強化を図るとともに、政府の防災各部門の連携強化や、国・地方の人材育成、連携強化に関する防災訓練の充実強化等により、国・地方を通じた防災体制の充実を図るべき
- 総合防災情報システムについて、本来必要とされる情報の収集・提供が行われるよう、早急に抜本的改善を図るべき
- 総合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させる必要がある

自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方

- 災害緊急事態における緊急措置の範囲は、経済的措置等に限定されているが、特定困難者対策や治安維持等の観点から、範囲を拡大する必要がある
- 「緊急事態」への対応について、東日本大震災の経験や対応を踏まえ、国・都道府県・市町村の事務や権限、財政負担のあり方を検討すべき

第3節 災害を予防するための多面的な取組

防災の基本理念(減災、自助・共助・公助)を法的に位置付けるべき

災害文化の継承・発展

- 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、学習指導要領における位置付けの明確化等、防災教育の一層の推進を図るべき
- 外部評価を取り入れて訓練目的の達成状況や問題点を明らかにすることにより、訓練の結果が防災体制及び対策の充実に反映されるよう取り組むべき

災害に強い国土・地域・まちの構築

- 適切な居住地の選択を推進する観点から、地域の災害リスクにも十分対応した都市計画や土地利用計画を策定すべき

最新の科学的知見を反映した防災対策

- 南東トラフ巨大地震の発生機序を解明し、地震発生予測も含めた調査・研究を推進すべき

第4節 迅速かつ円滑な復興への取組

復興の基本方針の策定、関係行政機関による産業の総合調整等を行う復興本部の設置等を可視とする復興の枠組みをあらかじめ法的に用意すべき

- 東日本大震災において課じられた特別増徴について、大規模災害時に迅速に発動するための法的措置を講じるべき

第5節 国の総力を挙げた取組体制の確立

- 様々な主体が連携し、総力を挙げて防災に関する国民運動の展開を図る必要がある

第4章 今後の防災対策の充実に向けて

必要な制度の早急な改善・拡充、具体的な対策の推進、実施状況を定期的・継続的に把握・点検することによる防災制度・対策の更なる改善

東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し



パネリスト 大江弘之氏 プロフィール

大江 弘之(おおえ ひろゆき)

弁護士

Cubic Argument 代表

(1) 略歴

開成高校・早稲田大学法学部卒業、東京大学院法科大学院修了

平成 26 年 12 月 弁護士登録(第 67 期)

平成 29 年 1 月 土光杯(全日本青年弁論大会) 優秀賞(ニッポン放送杯)

平成 21 年 9 月～ Cubic Argument を設立し、活動中(勉強会 80 回以上)。

(2) 原子力関係

- ・エネルギー問題に発言する会第 167 回座談会「我が国の司法と原子力」
- ・第 17 回 SNW シンポジウム パネリスト「核燃料サイクル完成へ向けて」
- ・原子力関係施設多数見学(高速増殖炉「もんじゅ」は平成 25 年から毎年見学。)

(3) その他

- ・財団法人ディフェンスリサーチセンター 研究委員

(研究分野:①安全保障政策の国民的理解推進、②次世代の安全保障政策立案プロセスの検討)

5. 閉会挨拶 エネルギー戦略研究会会長 金子熊夫氏

無資源国日本のエネルギー事情の厳しさは今さら多言を要さず、私たちに残されている選択肢が極めて限られていることは日本人なら容易に理解できるはずです。つまり、原子力は、好き嫌いに関係なく、日本にとって必要不可欠なエネルギーであるということです。かつて 40 数年前の石油ショックのときも、日本は原子力発電を最大限拡大することによって国家的危機を乗り越え、経済大国の地位の獲得に成功しました。まさに原子力は日本にとって救いの神であったわけです。今、福島事故という未曾有の危機にあり、歯を食いしばって何とかこの危機を乗り切り、成長と繁栄を維持していかなければなりません、そのためには「縁の下の力持ち」である原子力は不可欠なのです。

勿論、再生可能な自然エネルギー（水力、太陽光、風力、地熱など）はこれからも最大限に活用すべきであり、そのための努力や投資は惜しむべきではありません。私たちは決して再生可能エネルギーに反対しているのではなく、その一層の普及には基本的に大賛成です。

必要なことは、エネルギー安全保障と温暖化・環境対策などの大局的な視点に立って、在来の火力発電（石炭、天然ガス、石油）、原子力、水力、再生可能エネルギーをバランスよく、効率よく使っていくことです。それが「ベスト・ミックス」という考えで、日本も 3.11 まではそれで立派にやってきました。今後も、予見できる将来にわたって、この方式でやっていく以外に日本の活路はありません。

私たちは、これらのことをできるだけ分かりやすく説明して、一人でも多くの方々に正しいエネルギー選択をしていただくために、一層努力せねばなりません。とくに、日頃理系的な問題には疎く、原子力やエネルギー問題はややこしいから苦手だと考えている大多数の一般市民の方々——家庭の主婦や中学生以上の若い人々を含め——にこのことを理解し、納得してもらうためには、どういう風に説明したら最も効果的かを常に考えて発信する必要があります。いつまでも2項対立的な不毛の議論を繰り返している国内状況を変えるためには、私たち自身ももっと発想を柔軟にし、発信方法を工夫、改善せねばなりません。原子力の将来は私たち自身の努力にかかっていることを改めて肝に銘じる必要があります。

金子熊夫氏 プロフィール

職歴

- | | |
|---------|--|
| 1961 | ハーバード大学法科大学院卒(法学修士) |
| 1961-89 | キャリア外交官
初代外務省原子力課長(1977-82)
日本国際問題研究所研究局長・所長代行 |

アジア太平洋経済協力会議日本委員会事務局長
国連環境計画(UNEP)アジア太平洋地域代表
外務参事官(大臣官房)などを歴任。

1989 退官後 東海大学教授(国際政治学)
2003 東海大学退職

現在

外交評論家、エネルギー戦略研究会会長、
エネルギー環境 E メール会議(EEE 会議)代表、
(財)地球環境センター理事、(社)ベトナム協会理事、
核戦争防止国際医師会議(IPPNW)日本支部特別顧問 など

著書

「日本の核・原子力 アジアの核・原子力」(1977年、朝日新聞社刊)など

以上